

スポーツハンティングによる野生動物資源開発と地域住民
カメルーン共和国ベヌエ国立公園地域を事例として

京都大学 大学院 アジア・アフリカ地域研究研究科
安田 章人

(発表要旨)

1980年代に、保護区の周辺に住む人々の人権を無視した植民地主義的な政策は批判されるようになり、「住民参加型保全 (Community-based Conservation)」が台頭した。これは、密猟を防止するための監視強化よりも、野生動物を保全することで生み出される利益 (観光収入や雇用機会など) を住民に分配・還元することによって保全へのインセンティブを与え、それまで密猟など保全活動の敵と位置づけてきた住民を保全の主體的な担い手とすることを目指すものであった。

住民参加型保全のモデルに基づいて、野生動物保全を支え、地域住民に恩恵を与える観光活動、そして野生動物を資源としてみなし、持続的な開発手法として注目されているのが、スポーツハンティングである。スポーツハンティングは、娯楽のために野生動物を殺す活動であることから、動物愛護団体からの根強い反対を受けているが、スポーツハンティングは、環境の時代といわれる現代においても活発におこなわれている。アフリカ大陸には毎年 18,500 人もものハンターが、2 週間の狩猟旅行のために 400 万円以上という大金をかけ、エキゾチックな野生動物を狩猟しにやってくる。世界的なスポーツハンティング協会である Safari Club International は、スポーツハンティングによって 44 億ドル (約 4 兆 8 千億円) 以上の消費が生まれ、そのうち 320 万ドル (約 3 億 5 千万円) が税金やライセンス料などの形で、野生動物の生態調査や保全活動に投資されているとアピールする。

地域住民は、スポーツハンティングによって得られた収益の分配を受けたり、宿泊施設などで雇用機会を獲得するなど、スポーツハンティングから「正」の社会的影響をうけており、行政や NGO も報告書などで、この点を強調し、スポーツハンティングの意義を訴えている。しかし、実際の現場では、地域住民は、植民地時代を彷彿とさせるような「負」の社会的影響も受けていた。

発表者は、アフリカ中央部のカメルーン共和国・北部州・ベヌエ国立公園地域において、これまで 19 ヶ月にわたってフィールドワークをおこなってきた。北部州には、3 つの国立公園があり、それらを繋ぐように狩猟区が設定されている。人為的活動のすべてが禁止されている国立公園の周辺には、狩猟区が設定され、そこは農耕民や牧畜民の生活空間であると同時に、スポーツハンティングをおこなう場とされている。区内で狩猟をおこなうためには、狩猟ライセンスの取得と、動物 1 頭ごとに支払う狩猟税の納付などが義務づけられている。狩猟区は 31 区画に細分され、政府からそれぞれ、スポーツハンティングによる経営をおこなっている欧米の観光事業者に賃貸されている。賃貸契約を結んだ観光事業者は、その区内の自然資源の利用権を得て、宿泊施設を建設し、欧米諸国からのスポーツハンターを招致する。北部州の狩猟区には、毎年 200 人ほどの欧米を中心とした富裕層のハンターが訪れていた。

ベヌエ国立公園の東側の狩猟区内にある A 村には、農耕民が居住し、一部の人々は宿泊施設での労働によって、年間収入のほとんどを占めるほどの賃金を得ていた。また、2004 年より、狩猟区の借地料の一部が、周辺の村落から構成される村落委員会に落とされるようになった。しかし、賃労働の機会を得ているのは、村の男性の 3 割に過ぎず、また借地料の分配金も、政府や観光事業者がおこなう密猟監視活動に協力する村人がそのほとんどを享受していた。

ところが、スポーツハンティングがおこなわれていることによって、同時に住民は「負」の社会的

影響を受けていた。それは、住民の自然資源利用権の収奪であった。A 村の人々は、銃や金属製の罠、弓矢を使って、アンテロープを中心に狩猟していた。食事調査の結果、4 回に 1 回の割合で肉が食卓に登場し、村人にとって野生獣肉は日々の重要なタンパク源となっていた。ところが、狩猟区区での狩猟活動にはライセンスの取得と狩猟税の納付が法規定されている。この規則に基づき、欧米富裕層であるスポーツハンターと同じように、多額の税金を支払った上で「合法的」に生業のための狩猟をおこなっている地域住民はいないと言ってよい。さらに、国立公園や狩猟区などの保護区の外であっても、地域住民による狩猟は、植物資源を材料として作られた道具によって行われる「伝統的狩猟」という枠の中でしか認められていない。つまり、現在の地域住民による狩猟活動は、狩猟区の内外にかかわらず「密猟」とされているのである。このような密猟に対して、省庁職員と観光事業者によって監視活動がおこなわれ、逮捕者には罰金と禁固刑が科されていた。

隆盛する産業としての経済性と管理された狩猟としての「持続可能性」から、一部の政府や保全論者によって、スポーツハンティングは住民参加型保全を支える有効なツールとして評価されていた。しかし、ベヌエ国立公園周辺におけるスポーツハンティングは、A 村の住民に「雇用機会と利益分配の享受」と「自然資源利用権の収奪」というアンビバレントなインパクトを与えていた。公園周辺に住む人びとには、観光事業者や政府から雇用機会の付与や利益還元がなされてはいたが、限定的なものであった。それ以上に問題であったのは、自然資源の利用権は欧米の観光事業者が握り、住民の生業を制限し、儀礼を喪失させた植民地時代を彷彿とさせる強権的な政策がおこなわれていたことであった。